

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 レオン自動機株式会社

【英訳名】 RHEON AUTOMATIC MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代康憲

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市野沢町2番地3

【電話番号】 (028)665-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼上席執行役員 管理本部長兼経営企画本部長
羽石是之

【最寄りの連絡場所】 栃木県宇都宮市野沢町2番地3

【電話番号】 (028)665-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼上席執行役員 管理本部長兼経営企画本部長
羽石是之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき16円00銭 配当総額 444,392,608円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

剰余金の処分にに関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

定款を下記の下線部のとおり変更するものであります。

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第41条 2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、田代康憲、中尾明功、羽石是之、片山芳夫、小林幹央、根津正人、平原興の7名を選任するものであります。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、取締役賞与総額53,200,000円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	224,263	240	0	(注) 1	可決 99.57
第2号議案 定款一部変更の件	224,236	267	0	(注) 2	可決 99.55
第3号議案 取締役7名選任の件					
田代 康憲	224,051	452	0	(注) 3	可決
中尾 明功	224,190	313	0		
羽石 是之	224,190	313	0		
片山 芳夫	224,190	313	0		
小林 幹央	224,090	413	0		
根津 正人	224,140	363	0		
平原 興	224,181	322	0		
第4号議案 取締役賞与の支給の件	224,041	462	0	(注) 1	可決 99.47

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
 4. 賛成割合(%)につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。